

協賛会員に関する定款・各種規程

1. 定款

(会 員)

第5条 この法人の会員は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条の規定の管理栄養士、栄養士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同する個人とし、理事会の承認を得た者とする。

2 前項の定めにかかわらず、この法人の会員に名誉会員の称号を、この法人の会員以外の者に協賛会員または特別会員の名称を付与することができる。協賛会員及び特別会員の名称は、これを付与された者を会員とするものではない。

3 協賛会員及び名誉会員に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

4 次条以下の規定において会員とは、第1項の会員を指すものとする。

5 第1項の会員をもって、一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

2. 定款施行規則

(協賛会員の入会手続等)

第4条 協賛会員になろうとする者は、入会申込書（様式4）に所定の事項を記入し会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会で承認された協賛会員は、定められた会費を会長に納入しなければならない。

3 会長は協賛会員から会費の納入を受けたときは、協賛会員名簿（様式5）に登録するとともに協賛会員証（様式6）を交付しなければならない。

4 協賛会員に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか理事会の決議を経て別に定める。

(退会の手続き)

第5条 会員及び協賛会員、特別会員が退会しようとするときは、会長に退会届（様式9）を提出しなければならない。

2 前項の場合、会長は名簿の登録を抹消しなければならない。

(登録事項の変更)

第6条 会員及び協賛会員、特別会員が登録事項に変更があったときは、15日以内に会長に登録記載事項変更届（様式10）を提出しなければならない。

2 前項の場合、会長は登録事項を訂正しなければならない。

(会 費)

第7条 会員、特別会員の会費は、年額10,000円とする。

協賛会員の会費は、1口50,000円とし、1口以上とする。

(会費の納入方法)

第8条 会員及び協賛会員、特別会員は翌年度の会費を前年度の3月31日までに

納入しなければならない。

2 会長は、会員及び協賛会員、特別会員から会費が納入されたときは領収書（様式 1 1）を交付しなければならない。

3. 協賛会員規程

協 賛 会 員 規 程

制定施行 平成 2 4 年 4 月 1 日

（目 的）

第 1 条 この規程は、定款施行規則第 3 条第 4 項の規定に基づき、協賛会員に必要な事項を定める。

（協賛会員の承認）

第 2 条 協賛会員の承認は別表を基準とする。

（協賛会員の特典）

第 3 条 協賛会員には次の特典を与える。

- (1) 機関紙に一定の無料広告欄を用意するとともに、機関紙を送付する
- (2) 本会の主催する事業に参加し、印刷物等を無料配布することができる
- (3) 本会の総会、千葉県栄養改善学会において、商品展示のための一定の無料展示スペースを用意する
- (4) 優良商品としての斡旋を積極的に行う
- (5) その他（理事会もしくは部長会において必要と認めた事項）

（協賛会員資格の喪失）

第 4 条 協賛会員が本会の目的に反した行為を行ったとき、または、本会を悪用し名誉を損なう行為を行ったときは、理事会の議決によりその資格を失うものとする。

会長は協賛会員が資格を喪失したときは、当該協賛会員に対しその旨を文書で通知するとともに、機関紙にその旨を掲載しなければならない。

（規程の変更）

第 5 条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

付 則（平成 2 4 年 4 月 1 4 日）

この規程は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1. 優良な食品、薬品を製造・販売している者
2. 給食業務に必要な機械、器具、食品等を製造・販売している者
3. 栄養士に必要な書籍を出版・販売している者
4. 栄養指導に必要な模型、資材等の教材を製造・販売している者
5. 会員の知識又は技能を高めるうえで有益な商品を製造・販売している者
ただし、売り込み等において会員の迷惑にならないこと
6. すでに理事会が承認し、継続して会員となっている者
7. その他理事会において承認した者